

盛土規制法の運用開始に伴い必要となる
申請手続き等について

山 形 市

目次

1	盛土規制法の規制対象規模	P 1
2	区域指定日以降に着手する工事の手続き	P 3
(1)	許可申請手続きの流れ	P 3
(2)	届出手続きの流れ	P 4
(3)	許可申請・届出に必要な書類	P 5
(4)	工事着手から工事完了（検査・届出）までに必要な書類	P 13
(5)	都市計画法第29条許可を区域指定日以降に受ける工事の取扱い	P 17
(6)	その他届出が必要な工事等について	P 18
3	区域指定日前に着手済の工事が区域指定日以降に完了する場合の手続き	P 20
(1)	運用開始日前後の取扱い（イメージ）	P 20
(2)	届出手続きの流れ	P 21
(3)	届出に必要な書類	P 21

1 盛土規制法の規制対象規模

規制区域内で次に掲げる盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要です。

※ 宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

区域	行為	許可
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、②を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
区域	行為	届出 許可
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

規制対象行為と必要な手続き						
区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

なお、以下の工事は規制対象外となります。

- ・道路、公園、河川、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場などの公共施設用地における盛土等

- ・高低差が 2 メートル以下、かつ、盛土等の施工厚が 30 センチメートル以下のもの（盛土等をする前後の地盤面の標高差が 30 センチメートルを超える部分と超えない部分がある場合は、30 センチメートルを超える部分の面積が規制対象規模に達する場合に許可又は届出が必要です）

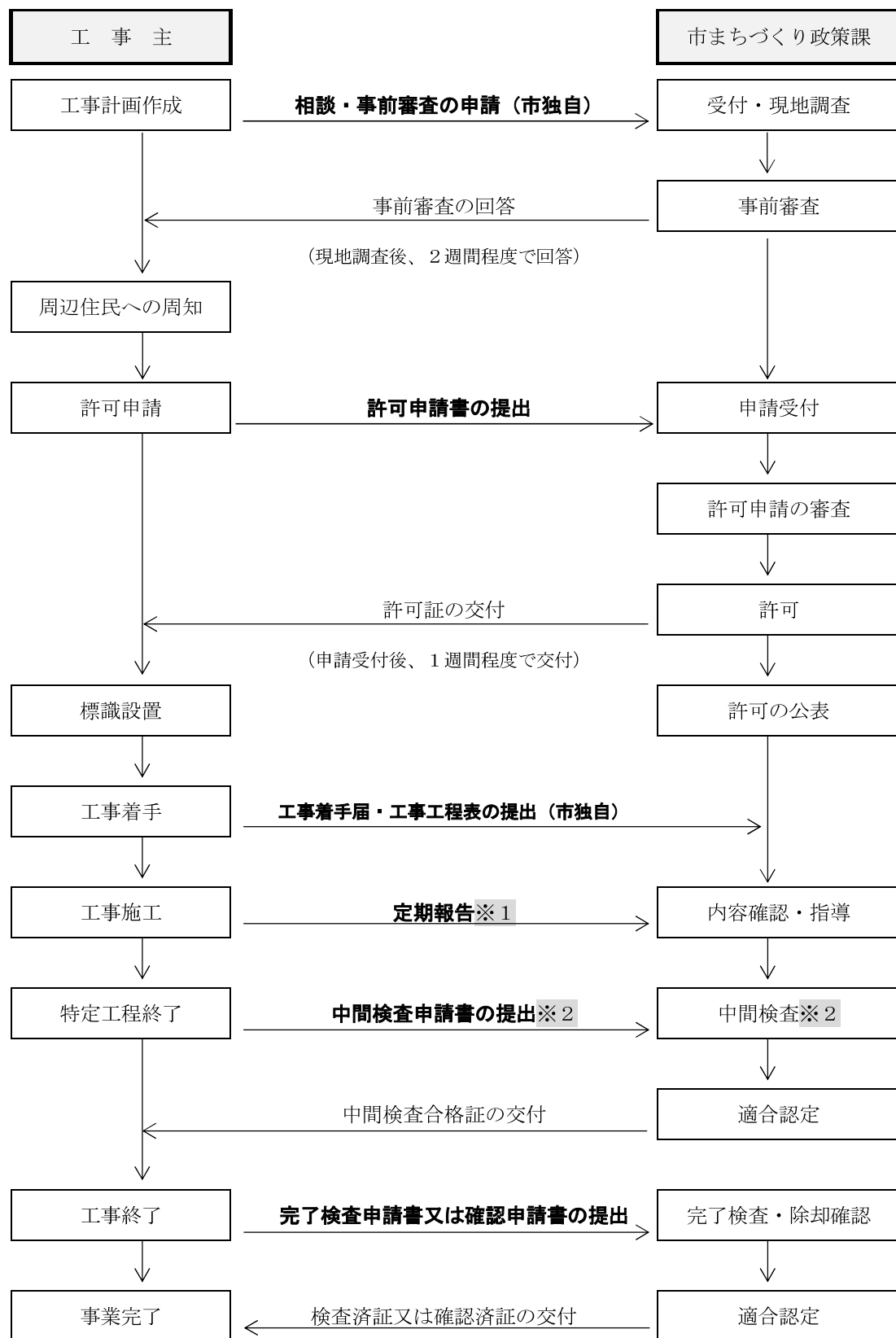
- ・通常の営農行為

- ・各種法令の許可を受けた工事（土地改良法に基づく土地改良事業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等）

- ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの 等

2 区域指定日以降に着手する工事の手続き

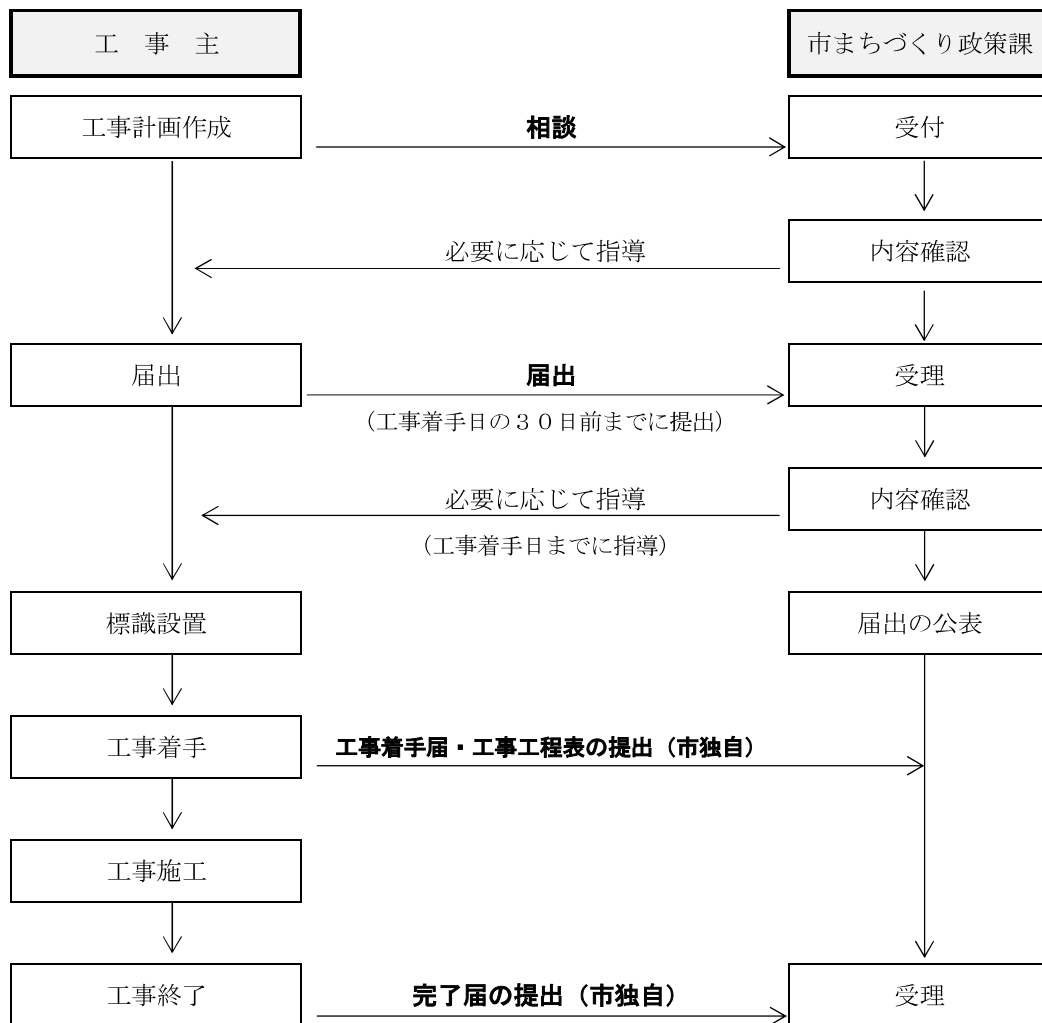
(1) 許可申請手続きの流れ



※1 定期報告は対象となる工事である場合に、許可日から3か月ごとに必要です。

※2 中間検査は対象となる工程を含む場合に実施します。

(2) 届出手続きの流れ



(3) 許可申請・届出に必要な書類

① 相談・事前審査の申請

造成行為を行う際に、計画されている内容が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条若しくは第30条又は第27条における許可申請若しくは届出が必要な工事であるかどうかの相談や事前審査を承っております。事前審査を申請する際は、下記の書類を正副2部提出してください。申請書以外の添付図書は全てコピーで差し支えありません。

必要書類	備考	窓口
宅地造成等事前審査申請書		
位置図	住宅地図等	
公図の写し		法務局
登記簿謄本の写し		法務局
現況図・現況写真	敷地全体の状況が分かるもの	
求積図	盛土等をする面積が分かるもの (規制対象規模で①～④・⑥に該当しない場合は、30センチメートルを超える施工厚の部分の面積が分かるもの)	
造成計画平面図・断面図	盛土等の高さが分かるもの（生ずる崖の高さが分かるもの）	
その他技術的基準に適合しているかを確認するために必要な図書	擁壁の断面図・背面図・構造計算書等	

② 許可申請書の提出又は届出

許可申請又は届出の際は、下表に掲げる必要な申請書類をご準備ください。

○許可申請の際は、手数料を添えて、申請書類の正副2部をご提出ください。

○届出の際は、届出書類の正本1部をご提出ください（手数料は不要です）。

【1】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

書類の種類	◎必須 ○該当あれば		明示すべき事項	備考
	許可	届出		
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	◎		様式内の必要項目	<u>省令別記様式第2</u>
特定盛土等に関する工事の届出書		◎	様式内の必要項目	<u>省令別記様式第19</u>
位置図	◎	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺： 1/10,000以上

地形図（現況図）	◎	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2, 500 以上 ・ 2m の標高差を示す等高線
土地の平面図	◎	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2, 500 以上 ・ 断面図と照合できる記号 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号
土地の断面図	◎	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2, 500 以上 ・ 高低差の著しい箇所
排水施設の平面図	○	○	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500 以上
崖の断面図	○	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
擁壁の断面図	○	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上
擁壁の背面図	○	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上
崖面崩壊防止施設の断面図	○	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上
崖面崩壊防止施設の背面図	○	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・ 水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
擁壁の構造計算書	○		鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、土質試	（任意様式）

			験に基づく応力算定及び断面算定を記載	
盛土の安定計算書	○		渓流等において高さ15m超の盛土をするとき（政令7条2項2号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）
崖面の安定計算書	○		崖面を擁壁で覆わないとき（政令8条1項1号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）
設計者資格	○		高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設（政令21条各号）の設計者が資格（政令22条各号）を有する者であることを証する書類	市規則別記様式第10号 及び左記の事項を証する書類 <例> ・卒業証明書 ・実務経験証明書 ・資格、免許等の写し
土地付近状況写真	◎	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）
申請者の証明書類	◎	◎ （①のみ）	申請者が個人の場合 ① 住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 ② 自己資金で工事を行う場合は預金残高証明書 ③ 金融機関等から借り入れを行う場合は資金借入又は融資証明書 ④ 土地の面積が0.3h以上の場合は前年の所得税等の納税証明書及び資産に関する調書 ⑤ 法に違反していないこと等を誓約する書類 ⑥ 暴力団に該当しないこと等を誓約する書類	市規則別記様式第6号 市規則別記様式第8号 市規則別記様式第9号
			申請者が法人の場合 ① 登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類 ② 自己資金で工事を行う場合は預金残高証明書 ③ 金融機関等から借り入れを行う場合は資金借入又は融資証明書 ④ 土地の面積が0.3h以上の場合は定款及び前年の法人税等の納税証明書及び事業経歴書	市規則別記様式第7号 市規則別記様式第8号 市規則別記様式第9号

			⑤ 法に違反していないこと等を誓約する書類 ⑥ 暴力団に該当しないこと等を誓約する書類	
資金計画書	◎		工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第 3
土地所有者等の同意	◎		① 土地所有者等（法 1 2 条 2 項 4 号/法 3 0 条 2 項 4 号）の全ての同意を得たことを証する書類 ② 同意者全ての印鑑登録証明書又は印鑑証明書	市規則別記様式第 11 号
周辺地域住民への周知	◎		土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法 1 1 / 2 9 条）を証する書類	市規則別記様式第 12 号 及び左記の事項を証する書類 ※周辺地域の住民の範囲については、「Q&A 周辺地域の住民への周知について」を参照すること。 ＜説明会開催の場合＞ (1)開催の周知範囲が分かる位置図等 (2)開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ＜書面配布の場合＞ (1)配布した書面 (2)配布範囲が分かる位置図等 ＜掲示及びインターネットによる場合＞ (1)掲示場所が分かる位置図等 (2)掲示状況の写真 (3)閲覧ページの写し（URL 含む）
土地の登記事項証明書、公図、求積図	◎	◎	盛土又は切土をしようとする土地の全体が分かるもの ① 土地の登記事項証明書 ② 土地の公図 ③ 求積図（盛土又は切土をしようとする土地の面積（規制対象規模で①～④に該当しない場合は、30 センチメートルを超える施工厚の部分の面積が分かるもの）、申請地全体の面	(任意様式)

			積を明らかにすること)	
地積図又はこれに類する図書	◎	◎	隣地との境界を明らかにするもの	(任意様式)
工事施行者の施行能力証明	◎		① 登記事項証明書 ② 土地の面積が 0.3h 以上の場合は建設業法 (昭和 24 年法律 100 号) 3 条 1 項の許可を受けていることを証する書類の写し (ただし書の規定により許可不要の場合は除く) 及び事業経歴書	市規則別記様式第 7 号
その他市長が必要と認める書類	○	○		

【2】 土石の堆積に関する工事

書類の種類	◎必須 ○該当あれば		明示すべき事項	備考
	許可	届出		
土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎		様式内の必要項目	省令別記様式第 4
土石の堆積に関する工事の届出書		◎	様式内の必要項目	省令別記様式第 20
位置図	◎	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上
地形図（現況図）	◎	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・ 2m の標高差を示す等高線
土地の平面図	◎	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上 ・ 断面図と照合できる記号 ・ 空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号
土地の断面図	◎	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500 以上
堆積土石の崩壊を防止するための措置	○		土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措	(任意様式)

			置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令３２条）の内容が、適切であることを証する書類	
土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○		次の①か②のいずれかの措置（省令３４条）の内容が、適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	（任意様式）
土地付近状況写真	◎	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）
申請者の証明書類	◎	◎ （①のみ）	申請者が個人の場合 ① 住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 ② 自己資金で工事を行う場合は預金残高証明書 ③ 金融機関等から借り入れを行う場合は資金借入又は融資証明書 ④ 土地の面積が 0.3h 以上の場合は前年の所得税等の納税証明書及び資産に関する調書 ⑤ 法に違反していないこと等を誓約する書類 ⑥ 暴力団に該当しないこと等を誓約する書類	市規則別記様式第 6 号 市規則別記様式第 8 号 市規則別記様式第 9 号

			申請者が法人の場合 ① 登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類 ② 自己資金で工事を行う場合は預金残高証明書 ③ 金融機関等から借り入れを行う場合は資金借入又は融資証明書 ④ 土地の面積が 0.3h 以上の場合は定款及び前年の法人税等の納税証明書及び事業経歴書 ⑤ 法に違反していないこと等を誓約する書類 ⑥ 暴力団に該当しないこと等を誓約する書類	市規則別記様式第 7 号 市規則別記様式第 8 号 市規則別記様式第 9 号
資金計画書	◎		工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第 5
土地所有者等の同意	◎		① 土地所有者等（法 12 条 2 項 4 号/法 30 条 2 項 4 号）の全ての同意を得たことを証する書類 ② 同意者全ての印鑑登録証明書又は印鑑証明書	市規則別記様式第 11 号
周辺地域住民への周知	◎		土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法 11 / 29 条）を証する書類	市規則別記様式第 12 号及び左記の事項を証する書類 ※周辺地域の住民の範囲については、「Q&A 周辺地域の住民への周知について」を参照すること。 ＜説明会開催の場合＞ (1)開催の周知範囲が分かる位置図等 (2)開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ＜書面配布の場合＞ (1)配布した書面 (2)配布範囲が分かる位置図等 ＜掲示及びインターネットによる場合＞ (1)掲示場所が分かる位置図等 (2)掲示状況の写真 (3)閲覧ページの写し（URL 含む）
土地の登記事項証明書、公図、求積図	◎	◎	土石の堆積を行おうとする土地の全体が分かるも	(任意様式)

			の ① 土地の登記事項証明書 ② 土地の公図 ③ 求積図（土石の堆積を行おうとする土地の面積（規制対象規模で⑥に該当しない場合は、30センチメートルを超える施工厚の部分の面積が分かるもの）、申請地全体の面積を明らかにすること）	
地積図又はこれに類する図書	◎	◎	隣地との境界を明らかにするもの	(任意様式)
工事施行者の施行能力証明	◎		① 登記事項証明書 ② 土地の面積が 0.3h 以上の場合は建設業法（昭和 24 年法律 100 号）3 条 1 項の許可を受けていることを証する書類の写し（ただし書の規定により許可不要の場合は除く）及び事業経歴書	市規則別記様式第 7 号
その他市長が必要と認める書類	○	○		

（４）工事着手から工事完了（検査・届出）までに必要な書類

① 工事着手届・工事工程表の提出

許可を受けた又は届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに工事の着手について届け出る必要があります。また、工事に着手する際は、標識を設置しなければなりません。下記の書類の正本１部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考
工事着手届		<u>市規則別記様式第 14 号</u>
工事工程表	工事の種別ごとに記載すること	
現況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（設置した標識も写すこと）	標識は省令で定める様式を用いて設置すること ・ <u>省令様式第 23（宅地造成又は特定盛土等）</u> ・ <u>省令様式第 24（土石の堆積）</u>

② 定期報告

許可を受けた一定規模以上の工事（１ページにおける表を参照）については、許可日から３か月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告が必要です。

下記の書類の正本１部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考	報告時期
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書		・宅地造成又は特定盛土等の場合に提出 ・ <u>市規則別記様式第 21 号</u>	許可があった日から３か月ごと（２回目以降に関しては、前回報告時点から３か月ごと）
土石の堆積に関する工事の定期報告書		・土石の堆積の場合に提出 ・ <u>市規則別記様式第 22 号</u>	
現況写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの		
工事の進捗が確認できる書類	申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示してください		

③ 中間検査申請書の提出

中間検査は、許可を受けた一定規模以上の工事（１ページにおける表を参照）について、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程を含む場合に必要です。排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事等は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

下記の書類の正本 1 部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考	申請時期
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書		<u>省令様式第 13</u>	特定工程に係る工事完了から 4 日以内
平面図	検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。		
写真	・ 特定工程に係る工事施行中の写真 ・ 特定工程に係る工事施行後の写真		

盛土工事等の主な検査項目については次のとおりです。

項 目	検 査 基 準		
盛土工事	排水施設	暗 渠 排 水 管	①暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。 ②暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。 ③暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。 ④現況地盤からの湧水は適切に処理されているか。 ⑤溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか。
切土工事	排水施設	暗 渠 排 水 管	①暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。 ②暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。 ③暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。 ④湧水は適切に処理されているか。 ⑤溝堀りは適切に施工されているか。

④ 完了検査申請書又は確認申請書の提出

許可を受けた工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。下記の書類の正本 1 部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考	申請時期
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書		・ 宅地造成又は特定盛土等の場合に提出 ・ <u>省令様式第 9</u>	工事完了から 4 日以内
土石の堆積に関する工事の確認申請書		・ 土石の堆積の場合に提出 ・ <u>省令様式第 11</u>	
写真	・ 工事施行中の写真 ・ 工事施行後の写真		
現場管理者用盛土等工事完了確認表		・ 宅地造成又は特定盛土等の場合に提出	

盛土工事等の主な検査項目は次のとおりです。

検 査 基 準	
排水施設	雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施工されていること。
法面	盛土又は切土法面の安定が図られていること
締固め	盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固め等の対策が講じられていること。
擁壁等	①崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること。 ②擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること。
軟弱地盤	軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること。
溢水	周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること。

⑤ 完了届の提出

届出をした工事が完了したときは、下記の書類の正本1部を速やかに届け出る必要があります。

必要書類	明示すべき事項	備考
届出工事の完了届		<u>市規則別記様式第25号</u>
写真	工事完成状況を明らかにする写真	

⑥ その他必要に応じて提出すべき書類

○ 工事の中止・廃止・再開に関する届出

…許可を受けた又は届出した工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときに必要です。下記の書類の正本1部をご提出ください。

必要書類	備考
宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書	<u>市規則別記様式第24号</u>
現況写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの

○ 工事の変更許可申請書の提出

…許可を受けた工事に変更が生じる場合は、軽微な変更のみの場合を除き、変更許可を受ける必要があります。手数料を添えて、下記の書類の正副2部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書		・宅地造成又は特定盛土等の場合に提出 ・ <u>省令様式第7</u>
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書		・土石の堆積の場合に提出 ・ <u>省令様式第8</u>
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	当該変更に係る事項の新・旧の内容を対照したものを提出すること	

○ 軽微な変更の届出

…許可を受けた工事に下記の変更のみが生じる場合に届出が必要です。

1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 (<u>主体が変わる場合は許可が必要となりますので、適宜ご相談ください。</u>)
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限りします。)

下記の書類の正本1部をご提出ください。

必要書類	備考
宅地造成等に関する工事の変更届出書	<u>市規則別記様式第18号</u>

○ 工事の変更届の提出

…届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに届け出る必要があります。

下記の書類の正本1部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考
特定盛土等に関する工事の変更届出書		・特定盛土等の場合に提出 ・ <u>省令様式第21</u>
土石の堆積に関する工事の変更届出書		・土石の堆積の場合に提出 ・ <u>省令様式第22</u>
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	当該変更に係る事項の新・旧の内容を対照したものを提出すること	

（５）都市計画法第２９条許可を区域指定日以降に受ける工事の取扱い

区域指定日以降に都市計画法の開発許可を新たに受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可又は届出が必要な規模の工事については、盛土規制法の許可を受けたもの又は届出したものとみなすため、盛土規制法に基づく許可申請又は届出は不要です。

また、工事着手、工事の中止等の届出、変更の許可、軽微な変更の届出及び完了（検査・届出）についても、盛土規制法に基づく手続きは不要です。

（標識の掲示・中間検査・定期報告については盛土規制法での手続きが必要です。）

○ みなし許可での各手続きのポイント

＜開発許可申請＞

- ・ 盛土規制法に基づく周辺住民への周知手続きは不要です。
- ・ 自己居住用や1 ha 未満の自己業務用であっても申請者の資力・信用や工事施行者の能力の申告が必要です。
- ・ 盛土規制法で求める設計者の資格や技術的基準も満たす必要があります。

※ 盛土規制法の規制対象であるかを確認するため、**事前協議**・**本申請**の両方の手続きにおいて、すべての開発許可申請（法２９条）について、工事の概要が分かる書類（盛土等により生ずる崖の高さ、盛土の高さ、盛土等をする面積、設置する擁壁等）を提出していただく必要があります。

＜標識の掲示・工事着手の届出＞

- ・ 都市計画法の開発許可及び盛土規制法の許可（許可規模未満の届出）の両方の標識の掲示が必要です。（盛土規制法の標識に記載する許可番号は、都市計画法の開発許可番号を記載すること。）
- ・ 工事着手の届出には、掲示した標識を撮影した写真の添付が必要です。（都市計画法の開発許可に基づく工事着手届の提出があれば、盛土規制法に基づく届出自体は不要です。）

＜中間検査＞

- ・ 対象規模以上で特定工程がある場合、盛土規制法に基づく中間検査の受検が必要です。

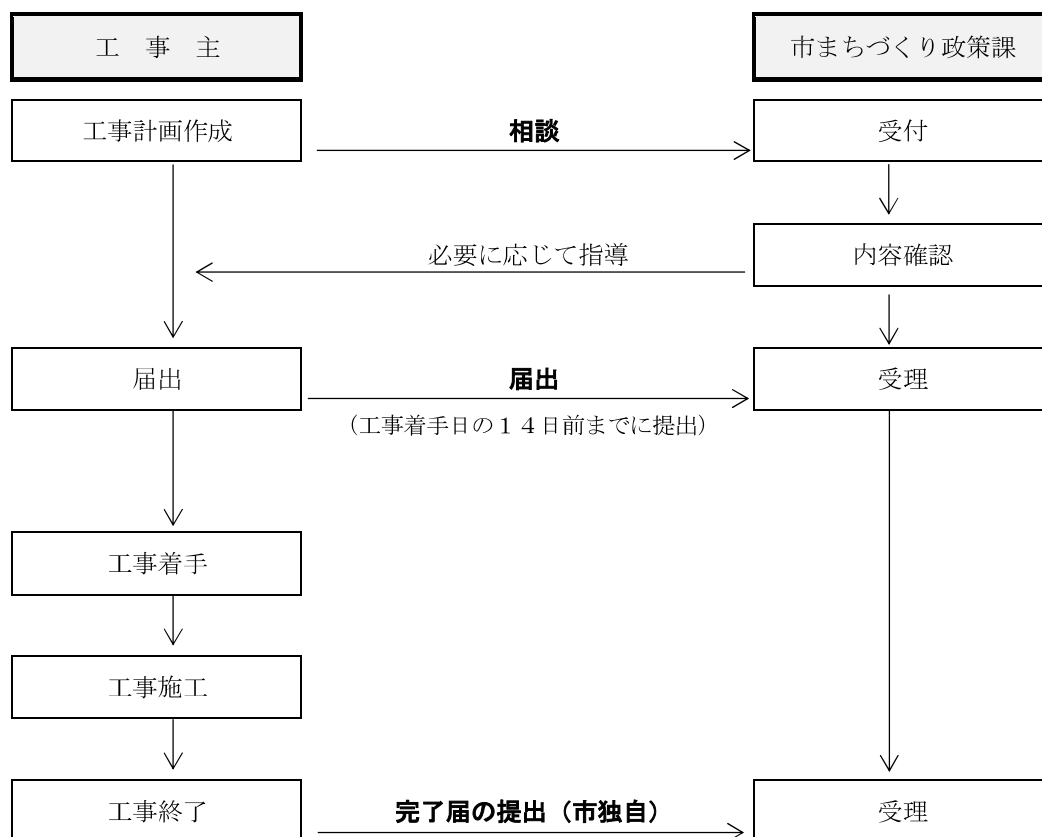
＜定期の報告＞

- ・ 対象規模以上の場合、盛土規制法に基づく定期の報告が必要です。

（６）その他届出が必要な工事等について

① 擁壁等除却工事の届出手続き

<手続きの流れ>



<届出に必要な書類>

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（※）を行う場合は、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに、届出が必要となります。下記の書類の正本1部をご提出ください。

※ 公共施設用地内で行うもの、別途、盛土規制法第12条第1項の規定等に基づく許可を受けたものや法第27条の規定等に基づき届出をしたものは除きます。

必要書類	明示すべき事項	備考
擁壁等に関する工事の届出書		省令様式第17
写真	届出時点における工事をしようとする土地及びその付近の状況を撮影したもの	

※ 完了届の提出については、（４）の⑤に定める必要書類と同様となります。

※ その他必要に応じて工事の中止・廃止・再開に関する届出や次の届出工事の変更届の提出が必要です。

○ 届出工事の変更届の提出

…届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する前にすみやかに市まちづくり政策課へ届け出る必要があります。

下記の書類の正本 1 部をご提出ください。

必要書類	明示すべき事項	備考
届出工事の変更届出書		市規則別記様式第 23 号
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	当該変更に係る事項の新・旧の内容を対照したものを提出すること	

② 公共施設用地の転用の届出手続き

<手続きの流れ>



<届出に必要な書類>

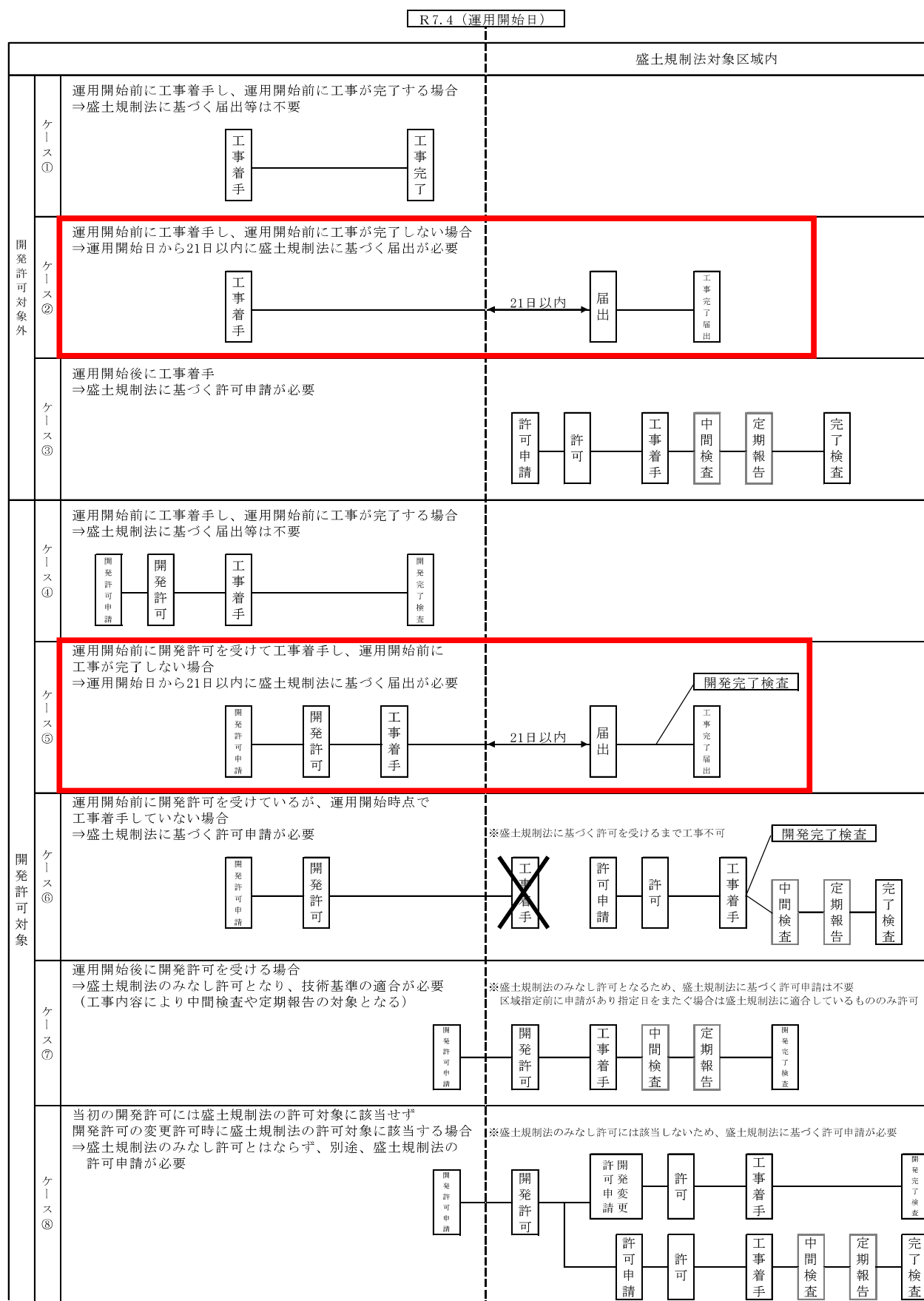
宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(※)は、法第 21 条第 4 項又は第 40 条第 4 項の規定に基づき、その転用した日から 14 日以内に届け出る必要があります。下記の書類の正本 1 部をご提出ください。

※ 別途、盛土規制法第 12 条第 1 項の規定等に基づく許可を受けたものや法第 27 条の規定等に基づき届出をしたものは除きます

必要書類	明示すべき事項	備考
公共施設用地の転用の届出書		省令様式第 18
写真	転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真	

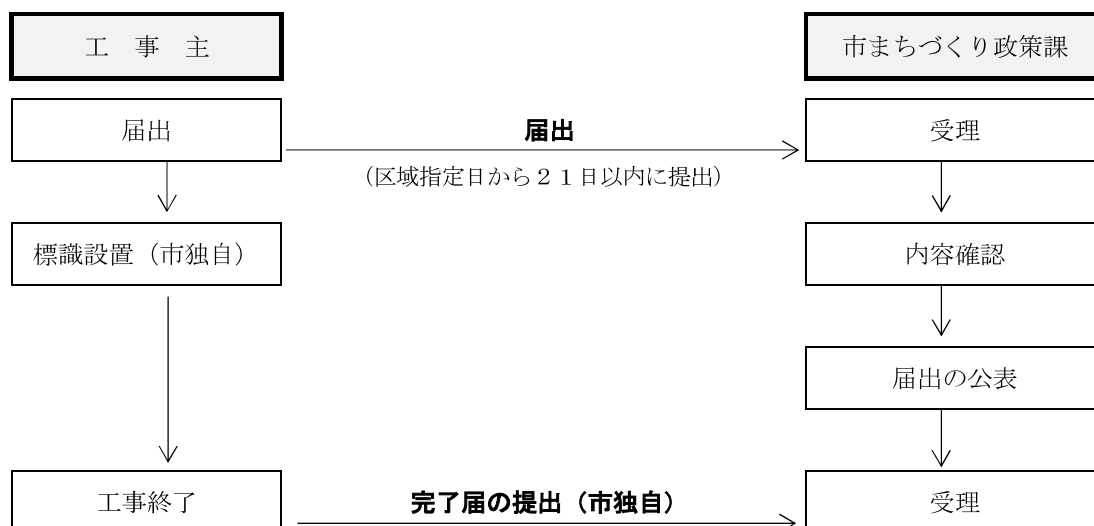
3 区域指定日前に着手済の工事が区域指定日以降に完了する場合の手続き

(1) 運用開始日前後の取扱い（イメージ）



※上記はあくまでも一例を示したものです。ご不明な点がございましたら、山形市まちづくり政策課（内520・521）へお問い合わせください。

(2) 届出手続きの流れ



(3) 届出に必要な書類

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する規制対象規模の工事（特定盛土等規制区域においては届出規模以上の工事）は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内に届け出る必要があります。下記の書類の正本1部をご提出ください。

【1】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

書類の種類	明示すべき事項	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	様式内の必要項目	省令様式第15
位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺： 1/10,000 以上
地形図（工事前の現況図）	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・2mの標高差を示す等高線
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面（盛土又は切土の高さ、盛土等により生ずる崖の高さが分かるもの）	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所
求積図	盛土又は切土をする土地の面積が分かるもの（規制対象規	

	模で①～④に該当しない場合は、30 センチメートルを超える施工厚の部分の面積が分かるもの)	
土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	

※ 届出した後は、工事が完了するまで市が定める届出済標識（市規則別記様式第 26 号）を設置すること。

【2】 土石の堆積に関する工事

書類の種類	明示すべき事項	備考
土石の堆積に関する工事の届出書	様式内の必要項目	省令様式第 16
位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺： 1/10,000 以上
地形図（工事前の現況図）	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・ 2m の標高差を示す等高線
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/2,500 以上 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面（土石の堆積の高さが分かるもの）	縮尺：1/2,500 以上 ・ 高低差の著しい箇所
求積図	土石の堆積を行う土地の面積が分かるもの（規制対象規模で⑥に該当しない場合は、30 センチメートルを超える施工厚の部分の面積が分かるもの）	
土地付近状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	

※ 届出した後は、工事が完了するまで市が定める届出済標識（市規則別記様式第 27 号）を設置すること。

※ 完了届の提出については、（4）の⑤に定める必要書類と同様となります。

※ その他必要に応じて工事の中止・廃止・再開に関する届出や届出工事の変更届の提出が必要です。